

議 案 書

平成 2 8 年 3 月

第 1 回 定 例 会

松 山 市

目次

議案番号	件名	議決結果	ページ
承認 1	訴訟上の和解を定める専決処分の承認を求めることについて		(議) 3
議案 1	平成27年度松山市一般会計補正予算(第5号)		7
2	平成27年度松山市競輪事業特別会計補正予算(第2号)		15
3	平成27年度松山市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)		17
4	平成27年度松山市道後温泉事業特別会計補正予算(第3号)		19
5	平成27年度松山市卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)		23
6	平成27年度松山市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)		25
7	平成27年度松山市工業用水道事業会計補正予算(第1号)		27
8	平成27年度松山市一般会計補正予算(第6号)		29
9	平成28年度松山市一般会計予算		(予) 1
10	平成28年度松山市競輪事業特別会計予算		13
11	平成28年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計予算		17
12	平成28年度松山市介護保険事業特別会計予算		23
13	平成28年度松山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算		27
14	平成28年度松山市駐車場事業特別会計予算		29
15	平成28年度松山市道後温泉事業特別会計予算		31
16	平成28年度松山市卸売市場事業特別会計予算		37
17	平成28年度松山市勤労者福祉サービスセンター事業特別会計予算		43
18	平成28年度松山市鹿島観光事業特別会計予算		45
19	平成28年度松山市小規模下水道事業特別会計予算		47
20	平成28年度松山市松山城観光事業特別会計予算		49
21	平成28年度松山市後期高齢者医療特別会計予算		51
22	平成28年度松山市公債管理特別会計予算		55
23	平成28年度松山市公共下水道事業会計予算		57
24	平成28年度松山市水道事業会計予算		(企) 1
25	平成28年度松山市簡易水道事業会計予算		49
26	平成28年度松山市工業用水道事業会計予算		95
27	松山市職員の分限に関する条例等の一部改正について		(議) 33
28	松山市職員給与条例等の一部改正について		37
29	特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例等の一部改正について		67
30	松山市暴力団排除条例の一部改正について		71
31	松山市職員の退職管理に関する条例の制定について		73
32	市議会議員等報酬・期末手当及び費用弁償条例の一部改正について		75
33	松山市文書法制審議会条例の制定について		77
34	松山市情報公開条例等の一部改正について		79
35	松山市手数料条例の一部改正について		87
36	松山市市税賦課徴収条例及び松山市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について		99

37	松山市人口減少対策推進条例の制定について		105
38	松山市民会館条例等の一部改正について		109
39	松山市総合コミュニティセンター条例等の一部改正について		113
40	松山市安岡避難地条例の一部改正について		123
41	松山市公民館条例等の一部改正について		125
42	松山市立小中学校空調設備整備PFI事業者選定審査会条例の制定について		129
43	松山市学校設置条例の一部改正について		131
44	松山市教職員の退職管理に関する条例の制定について		133
45	松山市教育研修センター条例の制定について		135
46	松山市立子規記念博物館条例及び松山市庚申庵史跡庭園条例の一部改正について		139
47	松山市青少年センター条例の一部改正について		141
48	松山市火災予防条例の一部改正について		143
49	松山市計量検査所条例の一部改正について		145
50	松山市消費生活センター条例の制定について		147
51	松山市国民健康保険条例の一部改正について		149
52	松山市幼稚園型認定こども園, 保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の制定について		151
53	松山市斎場条例の一部改正について		159
54	松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について		161
55	松山市都市公園条例の一部改正について		163
56	松山市建築審査会条例の一部改正について		165
57	松山城二之丸史跡庭園条例の一部改正について		167
58	松山市漁港管理条例の一部改正について		169
59	松山市海の駅条例等の一部改正について		171
60	包括外部監査契約の締結について		175
61	松山市過疎地域自立促進計画(平成28年度～平成32年度・中島地域)の策定について		177
62	松山市北条児童センターに係る指定管理者の指定について		179
63	工事請負契約の締結について(坊っちゃんスタジアム内野下段観覧席改修工事)		181
64	市道路線の認定及び廃止について		183
65	市営土地改良事業(農地保全事業(寺地区))の施行について		209

(注) ページ欄中, (議)は議案書, (予)は別冊一般・特別・企業会計予算書, (企)は別冊公営企業会計予算書を示す。

(後送予定分)

議案番号	件名	議決結果	ページ
	松山市指定地域密着型サービスの事業の人員, 設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について		
	松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員, 設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について		

(追加提出予定分)

議案番号	件名	議決結果	ページ
	公平委員会委員の選任に関し同意を求めることについて		

承認第1号

平成28年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

訴訟上の和解を定める専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

(別 紙)

専決第4号

平成28年1月20日

松山市長 野 志 克 仁

訴訟上の和解を定める専決処分について

訴訟上の和解を定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

記

1 当事者

(1) 原告

(2) 被告 松 山 市

2 事件名 松山地方裁判所平成26年(ワ)第329号

損害賠償請求事件

3 事件の概要

自死した市職員の両親が、市が過大な業務に従事させたことがその原因であるとして、国家賠償法第1条第1項の規定に基づき本市に対して損害賠償金の支払いを求めて提訴したものである。

4 和解の内容

(1) 被告は、 が被告納税課の職務に誠実に取り組んで功績があったことを認めるとともに、同人が死亡したことに対し、心から哀悼の意を表明する。

(2) 被告は、原告らに対し、本件和解金3,200万円の支払義務があることを認める。

(3) 被告は、原告らに対し、平成28年2月26日限り、前号の金員を原告ら指定の口座に振り込む方法によって支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。

(4) 原告らは、その余の請求を放棄する。

(5) 原告ら及び被告は、原告らと被告との間には、本和解条項に定めるもののほかに、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(6) 訴訟費用は各自の負担とする。

(専決処分理由)

地方自治法第179条第1項の規定により、損害賠償請求事件について和解を定める専決処分を行うものである。

(参 照)

地方自治法 (抄)

(専決処分)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意については、この限りでない。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

議案第1号

平成27年度松山市一般会計補正予算（第5号）

平成27年度松山市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,111,254千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ192,286,618千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

平成28年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		64,240,000 千円	1,500,000 千円	65,740,000 千円
	1 市民税	28,548,000	850,000	29,398,000
	2 固定資産税	29,870,000	300,000	30,170,000
	4 市たばこ税	3,300,000	50,000	3,350,000
	6 事業所税	1,502,000	300,000	1,802,000
	11 地方交付税	21,154,000	68,000	21,222,000
13 分担金及び負担金	1 地方交付税	21,154,000	68,000	21,222,000
		1,488,617	972	1,489,589
15 国庫支出金	1 分担金	36,492	972	37,464
		40,612,704	256,176	40,868,880
16 県支出金	2 国庫補助金	8,331,546	256,176	8,587,722
		11,897,890	165,984	12,063,874
17 財産収入	1 県負担金	7,916,541	8,053	7,924,594
	2 県補助金	2,862,485	157,931	3,020,416
		172,972	103,526	276,498
	1 財産運用収入	133,550	102,534	236,084
	2 財産売払収入	39,422	992	40,414

18 寄附金		60,000	2,997	62,997
19 繰入金	1 寄附金	60,000	2,997	62,997
	1 基金繰入金	16,612,191	265,400	16,877,591
21 諸収入		16,612,191	265,400	16,877,591
	4 雑入	4,548,384	575,799	5,124,183
	5 公営企業貸付金元利収入	1,889,184	81,417	1,970,601
	6 公営事業貸付金元利収入	0	358,266	358,266
		0	136,116	136,116
22 市債		14,396,400	172,400	14,568,800
	1 市債	14,396,400	172,400	14,568,800
歳入	合 計	189,175,364	3,111,254	192,286,618

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		15,904,771 千円	1,983,904 千円	17,888,675 千円
	1 総務管理費	12,757,914	1,897,778	14,655,692
	3 戸籍住民基本台帳費	736,947	86,126	823,073
3 民生費		87,261,124	16,038	87,277,162
	1 社会福祉費	36,204,547	16,038	36,220,585
4 衛生費		14,792,790	305	14,793,095

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 保健衛生費	2,638,003 千円	305 千円	2,638,308 千円
6 農林水産業費				
	1 農業費	2,961,387	80,509	3,041,896
	2 農業土木費	885,505	63,499	949,004
		1,252,484	17,010	1,269,494
7 商工費		5,017,434	813,787	5,831,221
	1 商工費	3,850,342	813,787	4,664,129
		19,788,840	158,931	19,947,771
8 土木費		3,570,531	45,000	3,615,531
	2 道路橋梁費			
	4 港湾費	772,078	39,577	811,655
	5 都市計画費	10,750,623	72,696	10,823,319
	7 公園緑地費	670,175	1,658	671,833
10 教育費		20,518,329	57,780	20,576,109
	5 社会教育費	2,299,356	57,780	2,357,136
歳	出 計	189,175,364	3,111,254	192,286,618

第2表 繰越明許費補正 (松山市一般会計)

1 追加

款	項	事業	金額
2 総務費	1 総務管理費	里島体験滞在型交流施設整備事業	50,000 千円
		電子計算事業	140,000
		防災行政無線システム再構築事業	200,000
		地下水保全策検討事業	10,000
3 民生費	3 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳事務事業	150,000
		児童健全育成事業	160,000
4 衛生費	2 児童福祉費	児童福祉施設整備事業	20,000
		水道事業会計出資金	90,000
		保健センター北条分室改修事業	50,000
		産業廃棄物最終処分場支障等除去事業	420,000
6 農林水産業費	1 農業費	農業振興事業	60,000
		土地改良事業	230,000
7 商工費	1 商工費	団体営土地改良事業	100,000
		林道整備事業	30,000
		漁港整備事業	330,000
		商工振興事業	170,000
8 土木費	2 観光土木費	観光振興事業	40,000
		耐震改修等補助事業	620,000
		道路橋梁整備事業	1,440,000
		河川等整備事業	410,000
	4 港湾費	港湾管理事業	20,000

款	項	事業名	金額
8 土 木 費	5 都 市 計 画 費	交通環境整備事業	130,000 千円
		市街地再開発事業	20,000
		都市開発支援事業	280,000
		松山駅周辺整備事業	310,000
		街路整備事業	620,000
		都市公園整備事業	270,000
		市営住宅建設事業	570,000
9 消 防 費	6 住 宅 防 費	消防施設整備事業	240,000
10 教 育 費	1 消 防 校 費	小学校施設維持管理事業	20,000
		小学校校舎耐震化等事業	1,460,000
	3 中 学 校 費	中学校施設維持管理事業	20,000
		中学校校舎耐震化等事業	530,000
	5 社 会 教 育 費	野外活動センター管理運営事業	10,000
		中央公園改修整備事業	120,000
13 災 害 復 旧 費	1 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	道路橋梁災害復旧事業	10,000

第3表 地方債補正（松山市一般会計）

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
電 子 計 算 事 業	千円 40,000	<ol style="list-style-type: none"> 1 借入先 財務省，地方公共団体金 融機構その他 2 借入方法 普通貸借又は証券発行の 方法による。 3 借入時期 平成27年度。ただし工事 又は財政の都合により起債 額の全部若しくは一部を翌 年度に繰り越し借入する ことができる。 	<p>年10% 以内</p> <p>(ただし，利 率見直し方 式で借入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 等につい て，利率の 見直しを 行った後に おいては， 当該見直し 後の利率。)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 償還期限 40年以内(内据置5年以内) 2 償還額及び財源 一般財源及び事業収入等により元 利均等償還する。ただし必要に応じ 繰上償還，償還期限の短縮又は低利 債に借換えすることができる。 3 財務省，地方公共団体金融機構そ の他より借り入れる場合において前 各号の償還の方法が借入先の融通 条件に抵触するときは，その融通条 件によることができる。

2 変更

起債の目的	補正前			補正後					
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
防災施設整備事業	千円	<ol style="list-style-type: none"> 借入先 財務省、地方公共 団体金融機構その他 借入方法 普通貸借又は証券 発行の方法による。 借入時期 平成27年度。ただ し工事又は財政の都 部若しくは起債額の全 年度に繰り越し借入 れることができる。 	<p>年10% 以内</p> <p>(ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 等につい て、利率の 見直しを 行った後に おいては、 当該見直し 後の利率。)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 償還期限 40年以内(内据置 5年以内) 償還額及び財源 一般財源及び事業 収入等により元利均等 償還する。ただし必要 に応じ繰上償還、償還 期限の短縮又は低利 債に借換えすることが できる。 財務省、地方公共団 体金融機構その他より 借り入れる場合において 前各号の償還の方法が 借入先の融通条件に抵 触するときは、その融通 条件によることができる。 	千円	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ
	110,000	同上	同上	同上	130,000	同上	同上	同上	同上
	1,740,000	同上	同上	同上	同上	1,750,000	同上	同上	同上
臨時財政対策債	7,000,000	同上	同上	同上	8,340,000	同上	同上	同上	

議案第2号

平成27年度松山市競輪事業特別会計補正予算(第2号)

平成27年度松山市競輪事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表繰越明許費補正」による。

平成28年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 繰越明許費補正（松山市競輪事業特別会計）

I 追加

I 競	款		項		業	名	金 額
	輸	費	I 開	催			
						施設維持管理事業	10,000 千円

議案第3号

平成27年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

平成27年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62,926千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44,428,095千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市介護保険事業特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 財産収入		0 千円	600 千円	600 千円
	1 財産運用収入	0	600	600
9 繰越金		137,858	62,326	200,184
	1 繰越金	137,858	62,326	200,184
歳入	合計	44,365,169	62,926	44,428,095

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
6 基金積立金		0 千円	62,926 千円	62,926 千円
	1 基金積立金	0	62,926	62,926
歳出	合計	44,365,169	62,926	44,428,095

議案第4号

平成27年度松山市道後温泉事業特別会計補正予算(第3号)

平成27年度松山市道後温泉事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ117,631千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

1,263,181千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

平成28年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市道後温泉事業特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰越金		0 千円	117,631 千円	117,631 千円
	1 繰越金	0	117,631	117,631
歳入	合計	1,145,550	117,631	1,263,181

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 温泉事業費		1,139,291 千円	117,631 千円	1,256,922 千円
	1 温泉事業費	1,139,291	117,631	1,256,922
歳出	合計	1,145,550	117,631	1,263,181

第2表 繰越明許費補正（松山市道後温泉事業特別会計）

1 追加

1 温泉事業費	1 温泉事業費	事業名	金額
		源泉井戸及び分湯場施設等の改修事業	80,000 千円
		施設整備事業	90,000

議案第5号

平成27年度松山市卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度松山市卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表繰越明許費補正」による。

平成28年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 繰越明許費補正（松山市卸売市場事業特別会計）

1 追加

款	項	事	業	名	金 額
1 卸売市場事業費	1 市場事業費	中央卸売市場	冷蔵棟改修事業		20,000 千円

議案第6号

平成27年度松山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成27年度松山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,738千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,435,238千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市後期高齢者医療特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		1,236,940 千円	10,738 千円	1,247,678 千円
	1 一般会計繰入金	1,236,940	10,738	1,247,678
歳入	合 計	5,424,500	10,738	5,435,238

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		5,203,615 千円	10,738 千円	5,214,353 千円
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	5,203,615	10,738	5,214,353
歳出	合 計	5,424,500	10,738	5,435,238

議案第7号

平成27年度松山市工業用水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成27年度松山市工業用水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成27年度松山市工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条中年間総給水量(年間契約水量)「41,947,260 m^3 」を「41,687,260 m^3 」に、平成28年3月19日以降の一日平均給水量(1日当たり契約水量)「114,610 m^3 」を「94,610 m^3 」に改める。

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(補正前の額)	(補正予定額)	(補正後の額)
			収 入
第1款 工業用水道事業収益	840,520千円	Δ 4,490千円	836,030千円
第1項 営業収益	726,910千円	Δ 4,490千円	722,420千円

平成28年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

議案第8号

平成27年度松山市一般会計補正予算（第6号）

平成27年度松山市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ132,934千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ192,419,552千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正 (松山市一般会計)

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		21,222,000 千円	132,000 千円	21,354,000 千円
	1 地方交付税	21,222,000	132,000	21,354,000
21 諸収入		5,124,183	934	5,125,117
	4 雑入	1,970,601	934	1,971,535
歳入	合 計	192,286,618	132,934	192,419,552

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		916,423 千円	2,917 千円	919,340 千円
	1 議会費	916,423	2,917	919,340
2 総務費		17,888,675	35,594	17,924,269
	1 総務管理費	14,655,692	23,681	14,679,373
	2 徴税費	1,827,413	7,220	1,834,633
	3 戸籍住民基本台帳費	823,073	3,316	826,389
	4 選挙費	159,774	450	160,224
	5 統計調査費	300,828	317	301,145
	6 監査委員費	121,895	610	122,505

3 民生費		87,277,162	22,577	87,299,739
	1 社会福祉費	36,220,585	2,668	36,223,253
	2 児童福祉費	26,857,910	12,402	26,870,312
	3 生活保護費	24,198,667	7,507	24,206,174
4 衛生費		14,793,095	16,875	14,809,970
	2 保健所費	5,282,731	8,176	5,290,907
	3 清掃費	6,872,056	8,699	6,880,755
6 農林水産業費		3,041,896	2,600	3,044,496
	1 農業費	949,004	1,098	950,102
	2 農業土木費	1,269,494	1,004	1,270,498
	3 林業費	151,046	89	151,135
	4 水産業費	672,352	409	672,761
7 商工費		5,831,221	3,182	5,834,403
	1 商工費	4,664,129	1,705	4,665,834
	2 観光費	1,167,092	1,477	1,168,569
8 土木費		19,947,771	15,348	19,963,119
	1 土木管理費	1,404,826	2,788	1,407,614
	2 道路橋梁費	3,615,531	4,538	3,620,069
	3 河川費	1,308,599	2,008	1,310,607
	4 港湾費	811,655	551	812,206

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 都市計画費	10,823,319 千円	2,809 千円	10,826,128 千円
	6 住宅費	1,312,008	1,142	1,313,150
	7 公園緑地費	671,833	1,512	673,345
9 消防費		5,109,660	23,057	5,132,717
10 教育費	1 消防費	5,109,660	23,057	5,132,717
		20,576,109	10,784	20,586,893
	1 教育総務費	2,232,126	4,302	2,236,428
	2 小学校費	6,369,219	225	6,369,444
	3 中学校費	4,273,535	254	4,273,789
	4 幼稚園費	789,330	1,261	790,591
	5 社会教育費	2,357,136	4,742	2,361,878
歳	出 合 計	192,286,618	132,934	192,419,552

平成28年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市職員の分限に関する条例等の一部改正について

松山市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例

(松山市職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 松山市職員の分限に関する条例(昭和26年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第1条中「休職の事由並びに職員の意に反する降任、免職及び休職」を「降給の種類、休職及び降給の事由並びに降任、免職、休職及び降給」に改める。

第5条を第9条とし、第4条を第8条とする。

第3条の前の見出しを削り、同条第2項中「第1条の2」を「第3条」に改め、同条を第7条とし、同条の前に見出しとして「(休職の効果)」を付する。

第2条の見出し中「及び休職」を「、休職及び降給」に改め、同条第1項中「又は同条」を「、同条」に改め、「休職する場合」の次に「又は第4条第1号イの規定に該当するものとして職員を降給する場合」を加え、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「又は休職」を「、休職又は降給」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 職員は、前項に規定する診断を受けるよう命じられたときは、これに従わなければならない。

第2条を第6条とし、同条の前に次の2条を加える。

(降格の事由)

第4条 任命権者は、職員を降任する場合のほか、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格することができる。この場合において、第2号の事由に該当する職員のうちいずれを降格するかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

(1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合（職員を降任する場合を除く。）

ア 職員の人事評価その他勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくないと認められる場合であつて、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イ 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合

ウ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合であつて、当該適格性を欠く状態が改善されないとき（ア及びイに掲げる場合を除く。）。

(2) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

(降号の事由)

第5条 任命権者は、職員の人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号することができる。

第1条の2を第3条とし、同条の前に次の1条を加える。

(降給の種類)

第2条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）とする。

(松山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 松山市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(目的)」に改め、同条第1項中「第24条第6項」を「第24条第5項」に、「第14条の規定に基き」を「第14条第2項の規定に基づき」に改める。

(松山市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第3条 松山市職員等の旅費に関する条例（平成2年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「条例は」の次に「，地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき」を加える。

第2条第1項に次の1号を加える。

(3) 赴任 新たに採用された職員（市の要請により国家公務員又は他の地方公共団体の職員から引き続いて職員となつた者その他市長が定める者に限る。）がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務所に移動し，又は転任を命じられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務所から新勤務所に移動することをいう。

（松山市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部改正）

第4条 松山市職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成7年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第8条の2第1項第2号中「小学校」の次に「，義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加える。

（松山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第5条 松山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中第9号を第11号とし，第8号を第10号とし，同条第7号中「及び勤務成績の評定」を削り，同号を同条第9号とし，同号の前に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第3条中第6号を第7号とし，第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ，第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は，平成28年4月1日から施行する。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

2 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成10年条

例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「条件附採用」を「条件付採用」に改め、同項第5号中「第1条の2」を「第3条」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

3 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年条例第48号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「条件附採用」を「条件付採用」に改め、同項第5号中「第1条の2」を「第3条」に改める。

(提案理由)

地方公務員法の改正に伴い、分限降給について定めるほか、所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。